







○政府委員(深澤規矩雄君) 誠にお示しの通り、ちよつと不明瞭であります。が、願を追つてこれを一括して申上げると一番分かりいいのであります。たとえて申上げますと、ここに夫婦なら夫婦間で参りましたときに、非常に家庭的の問題でありますれば、その家庭の人達の名前を強いて言わんでも、黙殺してもよし、又差支がなければ虚偽の名前を申してもいいけれども、ただその虚偽が悪意があつて、第三者の名前を言つて人に迷惑を掛けたときには、今言つた通り罰則を掛ける、悪意でなく、どうしてもこう、うそ秘密のことではありますので、若干違う人の名前を言い、又そういうような家庭的の問題がありますれば、そういうときは、申上げました。それから今度本当に今この商賈入その他の場合でありますれば、これはどんぐりと一つ言つて頂きたい、こういうところに差があるのです。この問質問のときに、それに対するお答えをして実は答えましたが、そういうことになるわけであります。さよう御了承を願いたいと思います。

は、事の如何を問わず虚偽だ、それち  
法的に罰するなら、やはり六ヶ月乃至  
二千円の罰金ということになるのは法律  
上明瞭なことであつて、ただそれを取  
扱うのに、どういう手心を加えるか  
ということは別でございまして、さうす  
ども、法の取扱いとしては同一でござ  
る。従つて特に私は性病の徹底的予防  
という立場から、甲の男が乙の或る女  
から病氣をうつされた。或いは乙の女  
が病氣になり、それがいろいろな方面  
に關係しておつたというのを専門的に  
研究されて調べて来る。そうすると、  
その住所、氏名といふのは、恐らく普通  
の場合は虚偽を申立てることが多い  
んじやないか、ただ漠然と、いや、何  
処そこの「らく町」でこういう男でござ  
いましたとか、何の某であつたとかい  
う、でたらめを言ふような場合が多い  
ので、そういうのをはつきりとするた  
めに、今後そういう方面的取締等につ  
いても、はつきりと住所氏名を相手方  
が相手に聽いて、それから折衝に掛か  
らんらんということになると思いま  
す。そうしないと、若しや仮に間違つ  
ておつた場合には、六ヶ月乃至二千円  
の罰金なり、体刑なりに処せられます  
ので、これは政府が御咎戒されるよう  
な、模胡曖昧としたようなことはいい  
かないと思いまするし、又純良な家庭  
においても、仮にそれが虚偽であると  
いふ断定を下された場合には、やはり  
体刑なり、或いは罰金なりというのが  
残されておりまするから、場合によつ  
てはそういう处置を受けるということと  
になりはしないかと思います。それか  
らこの場合に二十四時間の制限を設け  
たのは、第二十二條によつて、いわゆ  
る当該吏員をして調べしめるためであ

るというため、二十四時間という時間の制限を設けて、第七條にはそういうふうとしないから、時間的制限は必要ないというようなことと引つ締んで、この二十四時間いうことが起つて参るかどうかどうぞとなんであります。

	政府委員 厚生事務次官 喜多橋治郎君 子防局長 濱野規矩雄君
説明員 厚生事務官 子防局防護課長 石橋 那吉君	
六月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。	
一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(子第百三十六号)	第三條第一項中「又ハ俸給及び二準ズベキモノヲ謂フ」を「俸給、手當又ハ賞與及之上準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受タルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之上準ズベキモノハ此ノ限ニ在ヌ」と改め、同條第一項を次のよう改める。 報酬ノ全部又ハ一部が金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ行政院ヲ定ム。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	第四條第二項を次のように改める。 標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム
第一條 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のよう改正する。	「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

も極めて法文的な解釈としては、我々の常識から考えられん御答弁であります  
が、併しやはり虚偽の答えをした者

らこの場合に二十四時間の制限を設けたのは、第二十二条によつて、いわゆる当該更員をして調べしめるためであ

山下 妻信君  
米倉 龍也君  
千田 王君

第十六級四千八百圓四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿  
十七級五千圓四千五百五十圓以上五千二百五十圓未滿  
十八級五千五百圓四千五百五十圓以上五千二百五十圓未滿



但シ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金  
アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障  
害年金ノ額ヲ控除シタル障害年金  
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス  
第三十六條第一項中「政令ノ定ム  
ル期間内」を「其ノ疾病又ハ負傷及  
之ニ因リ発シタル疾病ニ付醫師又ハ  
歯科醫師ノ診療ヲ受ケタル日（健康  
保險ノ被保險者タル被保險者ニ在リ  
テハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ  
受ケタル日）ヨリ起算シ二年以内」  
に、「政令ノ定ムル程度」を「別表第  
一二定ムル程度」に「又ハ一時金」を  
「別表第二ニ定ムル程度ノ變疾ノ狀  
態ニ在ル者ニハ一時金」に改める。  
第三十七條第一項を次のように改  
める。

第三十九條第三項中前項を「第一項」に改め、同條同項中「死亡シタル場合」の下に「又ハ寡婦年金、鯨夫年金若ハ遺児年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ在ル場合」を加える。

第四十條 育老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ額ノ中最高額ノ年金

一、一年金ノ額が異ナルトキハ其ノ額ノ中最高額ノ年金

トガ同ジキトキハ障害年金

三、二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジキトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十五条第一項又ハ第三十六條第一項但書前段若ハ第四十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ爾後前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以て定ムル事由」を「左ノ各號」に、「至リタルトキハ」を「至リタルトキハ其ノ者ハ」に「後順位順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一、死亡シタルトキ

二、婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子縁組（届出ヲ爲サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三 子又ハ孫（被保険者又ハ被保  
險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引  
續キ不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ  
キ者ヲ除ク）ガ十六歳ニ達シタ  
ルトキ  
四 不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ  
爲遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ  
事情止ミタルトキ  
第四十六條ノ二第一項中「所在不  
明ナルトキハ」の下に「同順位者又  
ハ」「所在不明中」の下に「其ノ者  
ニ支給スベキ」を加え、同條第二項  
中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」  
を加え、「當該次順位者」を「同順位  
者又ハ次順位者」に改める。  
第四十七條中「遺族年金」支給を  
「遺族年金」に、「場合」を「際被保険  
者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時  
胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ  
際」に、「後順位者」を「者」に改め  
る。  
第五節を第六節とし、以下第七節  
まで一節ずつ繰下げ、第四十七條の  
次に左の一節を加える。  
第五節 算婦年金、課夫年  
金及遺兒年金

年金又ハ録夫年金ヲ支給スペキト  
キハ其ノ期間之ヲ支給セズ  
第四十四條但書ノ規定ハ前項ノ場  
合ニ之ヲ準用ス  
第四十七條ノ三 寡婦年金若ハ録夫  
年金又ハ遺兒年金ノ額ハ前條ニ規  
定スル被保險者若ハ被保險者タリ  
シ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル  
者ノ平均標準報酬月額ノ二月分ト  
ス  
遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上在  
ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ  
子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付  
二千四百圓ヲ増額シタル額ヲ以テ  
遺兒年金ノ額トス  
第四十七條ノ四 第二十六條ノ六第  
一項第二號ニ規定スル子在ルトキ  
ハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前  
條第二項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス  
第四十七條ノ五 寡婦年金若ハ録夫  
年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第  
四十六條各號ノ一二該當スルニ至  
リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若  
ハ録夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル  
權利ヲ失フ  
第四十七條ノ六 寡婦年金又ハ録夫  
年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上  
所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支  
給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在  
不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年  
金又ハ録夫年金ノ支給ヲ停止スル  
コトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ録夫  
年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在  
不明ナル場合ニテハ停止期間中遺兒年金ヲ支給  
ス

第四十七條ノ七 寅婦年金又ハ課天  
年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其  
ノ權利ヲ失ヒタル際(第四十七條  
ノ二第一項ニ規定スル被保險者若  
ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金  
ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子  
在ルトキハ其ノ子出生ノ際)遺児  
年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺  
児年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ  
其ノ權利ヲ失ヒタル際(第四十七條  
ノ二第一項ニ規定スル被保險者若  
ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金  
ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子  
在ルトキハ其ノ子出生ノ際)他  
ニ遺児年金ヲ受クベキ子ナキトキ  
ハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被  
保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ  
障害年金ヲ受クル者ノ遺族ニ支給  
ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡  
婦年金、該夫年金又ハ遺児年金ア  
ルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金  
ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金  
トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ  
二第一項ニ規定スル被保險者若ハ  
被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ  
受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ  
其ノ者又ハ其ノ者ノ遺族ガ被保險  
者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害  
年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ  
受ケルコトヲ得ベカリシ脱退手當  
金ニ相當スル額トス第三十九條第  
二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準  
用ス

ヲ喪失シタルトキハ股退手當金ヲ  
支給ス

被保險者タリシ期間六月以上二十  
年未滿ナル被保險者ガ死亡ニ因り  
又被保險者タリシ期間六月以上

二十年未滿ナル女子タリ被保險者  
ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資  
格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定  
ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險  
者タリ、健康保険法ノ規定ニ依ル  
傷病手當金若ハ出產手當金ノ支給  
ヲ受ケ、又ハ失業保険法ノ規定ニ  
依ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者

二對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給  
セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十  
一條第一項後段又ハ第四十七條  
二若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ該  
當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條中「別表第二」を「別表  
第四」に改める。

第四十九條ノ二を削る。

第五十二條第一項中「障害手當金  
又ハ遺族手當金」を「障害手當金、  
遺族年金、寡婦年金、課夫年金又  
ハ遺兒年金」に、同條第二項中「第  
三十九條若ハ第四十七條」を「第  
三十九條、第四十七條若ハ第四十  
七條ノ七に、「遺族年金」を「遺族  
年金、寡婦年金、課夫年金又ハ遺  
兒年金」に、「後順位者」を「同順位  
者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條中「障害年金又ハ遺族  
年金、課夫年金又ハ遺兒年金」に改  
める。

第五十七條第一項を次のように改  
める。

國庫ハ保険給付ノ計算ノ基礎ト爲  
リタル被保險者タリシ期間ニ基キ  
左ノ區別ニ依リ保険給付ニ要スル  
費用ノ一部ヲ負擔ス

一被保險者タリシ期間ノ全部分  
坑内夫タル被保險者トシテ使用  
セラレタルモノナル場合ニ於テ  
ハ其ノ保険給付ニ要スル費用ノ  
十分ノ二

二被保險者タリシ期間ノ全部分  
坑内夫タル被保險者以外ノ被保  
險者トシテ使用セラレタルモノ  
ナル場合ニ於テハ其ノ保険給付  
ニ要スル費用ノ十分ノ一

三被保險者タリシ期間ノ一部  
坑内夫タル被保險者トシテ使用  
セラレタルモノナル場合ニ於テ  
ハ其ノ保険給付ニ要スル費用ノ  
十分ノ一ノ外坑内夫タル被保險  
者タリシ期間ノ平均標準報酬月  
額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得  
タル額ノ其ノ額ト坑内夫タル被  
保險者以外ノ被保險者タリシ期  
間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期  
間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額トノ  
合算額ニ對スル割合ヲ其ノ保  
險給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タ  
ル額ノ十分ノ一

第五十八條第二項を削る。

第五十九條第一項ノ二、保険料額ハ第二  
四條第一項（第二十五條ノ二ニ於  
テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二  
十四條第二項ノ規定ニ依リ計算シ  
タル被保險者タリシ期間ノ各月ニ  
付被保險者ノ標準報酬月額ニ保  
險料率ヲ乗じて得タル額トス

第六十條ノ三保険料納付義務者ガ  
左ノ各號ノ一二該當スルトキハ納  
付セラレタルトキハ行政廳ハ其  
旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ  
スルコトヲ得

第六十一條事業主ハ被保險者ニ關  
シテハ千分ノ百二十三三ノ他ノ  
ノ九十四及女子タル被保險者ニ關  
シテハ千分ノ五十五トス

第六十條ノ二毎月ノ保険料ハ翌月  
末日（第二十二條ノ規定ニ依ル被  
保險者ノ納付スベキ保険料ニ付テ  
ハ其ノ月ノ十日）迄ニ之ヲ納付ス  
ベシ

行政廳ハ保険料納入ノ告知ヲ爲シ  
タル後ニ於テ告知シタル保険料額  
ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保  
險料額ヲ超過スルコトヲ知リタル  
トキ又ハ納付シタル保険料額當  
該納付義務者ノ納付スベキ保険料  
額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ  
ヘ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告  
知又ハ納付ヲ其ノ告知又ハ納付付  
爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ  
納付セラレバキ保険料ニ對シ納期  
ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做  
スルコトヲ得

第六十二條第一項中「社會保険審  
查會」を「厚生年金保険審查會」に  
改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願ス  
ルコトヲ得」を「厚生年金保険審  
查會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改  
める。

第六十四條保険審査官ハ各都道府  
縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ  
就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條厚生年金保険審査會ハ  
業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表  
スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ

第六十六條ノ一委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ二委員ノ任期ハ三年  
トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一  
ヲ委嘱ス

第六十五條ノ三委員ノ任期ハ三年  
トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一  
ヲ委嘱ス

第六十五條ノ八保険審査官又ハ厚  
生年金保険審査會ニ對スル審査ノ  
請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲  
通知スベシ

第六十五條ノ九保険審査官又ハ厚  
生年金保険審査會ニ對スル審査ノ  
請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲  
通知スベシ

第六十五條ノ八保険審査官又ハ厚  
生年金保険審査會ニ對スル審査ノ  
請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲  
通知スベシ

第六十五條ノ九保険審査官又ハ厚  
生年金保険審査會ニ對スル審査ノ  
請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲  
通知スベシ

開シテハ千分ノ百二十三三ノ他ノ  
ノ九十四及女子タル被保險者ニ關  
シテハ千分ノ百二十三三ノ他ノ  
ノ九十四及女子タル被保險者ニ關  
シテハ千分ノ五十五トス

第六十一條事業主ハ被保險者ニ對  
シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ  
於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月  
分ノ保険料（被保險者ガ其ノ事業  
ニ使用セラレザルニ至リタル場合  
ニ於テハ前月分及其ノ月分ノ保  
険料）ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ

非ザレ、議事ヲ開キ議決ヲ爲スコ  
トヲ得ズ

第六十二條第一項中「社會保険審  
查會」を「厚生年金保険審查會」に  
改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願ス  
ルコトヲ得」を「厚生年金保険審  
查會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改  
める。

第六十四條保険審査官ハ各都道府  
縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ  
就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ六厚生年全保険審查  
會ハ出席シタル委員ノ過半  
數ヲ以テ之ヲ決定シ可否同數ナルト  
キハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ七保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル者保険審査官  
ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保険  
給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ八保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ九保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十二保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十三保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十五保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十六保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十七保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十八保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十九保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條の二保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條の三保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條の四保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條の五保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條の六保険料付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル都道府縣知事又  
ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道  
府縣知事若ハ保険審査官ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スコトヲ得

ガ解釈ヲ爲シタルトキ  
員ノ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ  
代理ス

第六十五條ノ五厚生年金保険審查  
會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委  
員ノ選舉セラレタル者長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ  
準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ  
代理ス

第六十五條ノ六厚生年全保険審查  
會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事  
業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表  
スル委員夫々一人以上出席スルニ  
非ザレ、議事ヲ開キ議決ヲ爲スコ  
トヲ得ズ

第六十五條ノ七厚生年全保険審查  
會ハ出席シタル委員ノ過半  
數ヲ以テ之ヲ決定シ可否同數ナルト  
キハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ九厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十一厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十二厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十三厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十四厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十六厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十七厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十八厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十九厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十一厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十二厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十三厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十四厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十五厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十六厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十七厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の二十八厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委  
員ノ選舉セラレタル者長一人ヲ置ク  
員ノ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ  
代理ス

第六十五條ノ二十九厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十一厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十二厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十三厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十四厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十五厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十六厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十七厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十八厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の三十九厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十一厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十二厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十三厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十四厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険審査官ニ之ヲ爲スベシ

第六十五條の四十五厚生年全保険審查  
會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保  
険料付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道  
府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保  
険

年金  
保険  
年金又  
遺児年金

付額  
保険者ノ標準額月額  
保険料率ハ坑内夫タル被保険者ニ

四 破産  
宣告ヲ受クタルトキ  
五 賽賀ノ開始アリタルトキ  
六 被保険者ノ使用セラルル法人

第六十五条ノ四 厚生年金保険審査  
ノ残任期間トス

カタルトキハ速ニ當事者ノ説明  
聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保険給  
付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト因

難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書

ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五条ノ十 保険審査官又ハ厚

生年金保険審査會審査ノ必要ア

リト認ムルトキハ保険給付ニ關ス

ル決定ヲ爲シタル者、事業主、保

利害關係人若ハ参考人ニ對シ報告

ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫

師ニ診断若ハ検査ヲ爲サシムルコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依リ保険審査官ノ請

求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ

都道府縣知事、厚生年金保険審査

會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對

シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ

依リ旅費日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五条ノ十一 保険給付ニ關ス

ル決定ヲ爲シタル者、事業主、保

利害關係人若ハ参考人ハ保険審査

官又ハ厚生年金保険審査會ニ對シ

ニ見付クベキ者又ハ其ノ他ノ

トヲ得

第六十五条ノ十二 保険審査官又ハ

ト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人

ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五条ノ十三 保険審査官又ハ

厚生年金保険審査會審査ノ決定ヲ

爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ  
第六十五条ノ十三 保険審査官又ハ  
厚生年金保険審査會審査ノ決定ヲ  
爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ

別表第一		障害年金ヲ支給スベキ程度ノ癡疾ノ状態	
程 度	疾 病 名 称	障 害 年 金 支 給 ス ベ キ 程 度 ノ 癡 疾 ノ 状 態	障 害 年 金 支 給 ス ベ キ 程 度 ノ 癡 疾 ノ 状 態
一	一 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	一 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹	一 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹
二	二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	二 窄若ハ視野變狀ヲ残スモノ	二 窄若ハ視野變狀ヲ残スモノ
三	三 咀嚼ノ機能ヲ喪失シタルモノ	三 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇%以上ニテハ	三 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇%以上ニテハ
四	四 言語ノ機能ヲ喪失シタルモノ	四 尋常ノ話辭ヲ解シ得サルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ	四 尋常ノ話辭ヲ解シ得サルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ
五	五 十指ヲ失ヒタルモノ	五 鼻柱ニ著シキ機能障害ヲ残スモノ	五 鼻柱ニ著シキ機能障害ヲ残スモノ
六	六 前各号ニ掲タルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ	六 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	六 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ

一	一 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	一 鼻柱ニ著シキ機能障害ヲ残スモノ
二	二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	二 下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ喪失シタルモノ又ハ一關節以
三	三 咀嚼ノ機能ヲ喪失シタルモノ	三 上ニ著シキ機能障害ヲ残スモノ
四	四 言語ノ機能ヲ喪失シタルモノ	四 下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ
五	五 十指ヲ失ヒタルモノ	五 長管狀骨ニ假關節ヲ残スモノ
六	六 前各号ニ掲タルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ	六 一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ

級	番 號	癡 疾 名 稱	障 害 手 當 金 支 給 ス ベ キ 程 度 ノ 癡 疾 ノ 狀 態
一	一 上 肢 部	一 一 眼 ノ 視 力 〇・一 以 下 ニ 減 ジ タ ル モ ノ	一 一 眼 ノ 視 力 〇・一 以 下 ニ 減 ジ タ ル モ ノ
二	二 下 肢 部	二 窄 若 ハ 視 野 變 狀 ヲ 殘 ス モ ノ	二 窄 若 ハ 視 野 變 狀 ヲ 殘 ス モ ノ
三	三 上 肢 部	三 鼓 膜 ノ 中 等 度 ノ 缺 損 其 ノ 他 ニ 因 リ 兩 耳 ノ 聽 力 四 〇 以 上 ニ テ ハ	三 鼓 膜 ノ 中 等 度 ノ 缺 損 其 ノ 他 ニ 因 リ 兩 耳 ノ 聽 力 四 〇 以 上 ニ テ ハ
四	四 中 部	四 尋 常 ノ 話 辭 ヲ 解 シ 得 サ ル モ ノ	四 尋 常 ノ 話 辭 ヲ 解 シ 得 サ ル モ ノ
五	五 腰 部	五 鼻 柱 ニ 著 シ キ 機 能 障 害 ヲ 殘 ス モ ノ	五 鼻 柱 ニ 著 シ キ 機 能 障 害 ヲ 殘 ス モ ノ
六	六 下 肢 部	六 下 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ	六 下 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ
七	七 上 肢 部	七 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ	七 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ
八	八 腰 部	八 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ	八 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ
九	九 上 肢 部	九 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ	九 上 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ
十	十 下 肢 部	十 下 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ	十 下 肢 ノ 三 大 關 節 中 ノ 一 關 節 ノ 用 ヲ 喪 失 シ タル モ ノ

1

一三 一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ  
一四 一足ノ五趾ノ用ヲ喪シタルモノ  
一五 前各號ニ掲タルモノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害  
ヲ残シ勞働能力ニ制限ヲ有スルモノ

別表第三

障害年金		程度ノ疾患	月數
級	月	五	〇
一			
二			
三			
四			

別表第四

### 別表第三の次に次の二表を加える。

被保険者タリシ期間　日　數

九 年 以 上	八 年 以 上	七 年 以 上	六 年 以 上	五 年 以 上	四 年 以 上	三 年 以 上	一 年 以 上
二〇〇	一七五	一五〇	一三〇	一一〇	九〇	七〇	三〇
一九 年 以 上	一八 年 以 上	一七 年 以 上	一六 年 以 上	一五 年 以 上	一四 年 以 上	一三 年 以 上	一〇 年 以 上
五一〇	四七五	四四〇	四〇五	三七〇	三四〇	三一〇	二五〇

**第二條** 労働者年金保険法中改正法  
律(昭和十九年法律第二十一号)附  
則の一部を次のよきに改正する。

附录

前項の規定、第三十一条第一項後段又は第四十七条イノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ等の法律(昭和二十年法律第四十五号)附則の一部を次のように改正する。

**第一條** この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。  
**第二條** この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

第三條 厚生年金保険法第二十七條の改正規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同様の規定にかかるわらず、その平均標準報酬月額

より、被保険者又は被保険者であつた者が廢疾となつた場合において、その廢疾の原因となつた疾病

被保險者ト爲リタル者(從前ノ第  
十六條ノ規定ニ依リ被保驗者タリ)

得ル者ヲ除クニシテ昭和十九年  
十月一日ニ於テ現ニ使用セラル  
事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラ

ルル事業所ニ同日迄續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳（坑内夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ

**第三條 厚生年金保険法第二十七條**  
の改正規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同様の規定にかかるわらず、その平均標準報酬月額より、被保険者又は被保険者であつた者が癡疾となつた場合において、その癡疾の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間(継続して被保険者であるつた期間が三月末満であるときは

得ル者ヲ除ク)ニシテ昭和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラル

テ五十歳(境内夫タル被保険者)在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ

又は負傷の発した日の属する月前三月間(継続して被保険者であるときは

其の期間、以下同じ)の標準報酬

月額を平均した標準報酬月額(こ

の標準報酬月額より、その発疾と

なった日又はその発疾前において

その発疾となつた者が被保険者の

資格を喪失した場合にあってはそ

の喪失の日の属する月前三月間の

標準報酬月額を平均した標準報酬

月額多額なときは、その標準報酬

月額)が多額なときは、その標準

標準報酬月額とする。

第四條 厚生年金保険法第四十七条

の三第一項の規定による平均標準

報酬月額は、当分の間、同條同項

の規定にかかわらず、その平均標準

報酬月額より、左の各号の一に

掲げる標準報酬月額が多額なとき

は、その標準報酬月額とする。

一 同法第四十七条ノ第二項の

規定による被保険者又は被保険

者であつた者が死亡した場合に

あつては、その死亡の原因とな

つた疾病又は負傷の発した日の

規定期間の標準報酬月額(こ

の額より、その被保険者の資格

喪失の日の属する月前三月間の

標準報酬月額を平均した標準報酬

月額が多額なときは、その標準

報酬月額)。

二 同法第四十七条ノ二第一項の

規定による被保険者又は被保険

者であつた者が死亡した場合に

あつては、その死亡の原因とな

つた疾病又は負傷の発した日の

規定期間の標準報酬月額(こ

の額より、その被保険者の資格

喪失の日の属する月前三月間の

標準報酬月額を平均した標準報酬

月額が多額なときは、その標準

報酬月額)。

第三條 この法律施行の日において

同一の規定によつて障害年金を受ける

者の各号の一に該当するものがある

ときは、その配偶者又は子一人につき

一千二百四十円をその障害年金

の金額に加給する。

一 障害年金を受ける者が発疾に

なつた当時より引き続いて不具

能のため労働能力のない配偶

者又は子未満の子

才未満の子

二 障害年金を受ける者が発疾に

なつた当時より引き続いて不具

能のため労働能力のない配偶

者又は子未満の子

三 障害年金を受ける者が発疾に

なつた当時より引き続いて不具

能のため労働能力のない配偶

者又は子未満の子

四 障害年金を受ける者が発疾に

なつた当時より引き続いて不具

能のため労働能力のない配偶

者又は子未満の子

第九條 この法律施行の日の翌日以

後において、健康保険法の二部を

改正する等の法律(昭和二十二年

法律第四十五号)附則第五條又は

附則第六條の規定によつて、遺族

年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給

する遺族年金の額の算定について

は、附則第六條の規定を準用す

る。

第十條 健康保険法の一部を改正す

る等の法律(昭和二十二年法律第

四十五号)附則第四條から第六條

までの規定によつて遺族年金を受

ける者に対しても、厚生年金保険

法第四十七条ノ二第一項の規定に

よる年金は、これを支給しない。

十五、その他の男子である被保険

者の額の五倍に相当する額とす

る。

前項の遺族年金の額は、遺族年

金を受けることのできる遺族たる

子が二人以上あるときは、その子

中の一人を除いた子一人について

二千四百円を増額した額とする。

第七條 前條第一項の規定により、

被保険者又は被保険者であつた者

の配偶者に遺族年金を支給する場

合においては、その者に遺族年金

を受けることのできる遺族たる子

があるときは、その子一人につい

て二十四百円を加給する。

第八條 この法律施行の日翌日以

後において、健康保険法の一部を

改正する等の法律(昭和二十二年

法律第四十五号)附則第五條の規

定によつて、障害年金を受ける権

利を有するに至つた者があるとき

は、その者に支給する障害年金の

額の算定については、附則第五條

の規定を適用する。

第九條 この法律施行の日の翌日以

後において、健康保険法の二部を

改正する等の法律(昭和二十二年

法律第四十五号)附則第五條又は

附則第六條の規定によつて、遺族

年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給

する遺族年金の額の算定について

は、附則第六條の規定を準用す

る。

第十條 健康保険法の一部を改正す

る等の法律(昭和二十二年法律第

四十五号)附則第四條から第六條

までの規定によつて遺族年金を受

ける者に対しても、厚生年金保険

法第四十七条ノ二第一項の規定に

よる年金は、これを支給しない。

十五、その他の男子である被保険

者の額の五倍に相当する額とす

者に關しては千分の三十及び千分の

三十と/orする。

第十二条 厚生年金保険法第四條の

改正規定及び第四條の二の規定に

かかる規定による遺族年金の額(同法

第四十五条の規定による遺族年金

の額の計算の基礎となるべき養老

年金の額を含む)の計算に關しては

は、前條に規定する期間の標準報

酬月額は、これを三百円とする。

第十三条 この法律施行の日において

現に存する保険審査官、社会

保険審査会及びその職員は、この

法律に基く相当の機關及びその職

員となり、同一性をもつて存続す

るものとする。

第十四条 厚生年金保険法第五十七

條第一項の改正規定は、附則第五

條又は附則第六條(附則第八條又

は附則第九條の規定によつて準用

する場合を含む)の規定によつて、増額せられる障害年金又は遺

族年金のその増額せられる部分に

ついては、これを適用しない。

六月十二日本委員会に左の事件を付託

された。

第一、國民健康保険法の一部を改正す

る法律案(第八十号)

法律

第二、日本委員会に左の事件を付託

された。

健康保険組合連合会」を「國民健康

保険團体連合会」に、「組合連合会」

を「連合会」に、「組合ノ事業ヲ行フ

法人」を「國民健康保険ヲ行フ社團

法入」に改める。

第二條 國民健康保険組合(以

下組合ト稱ス)又ハ營利ヲ目的ト

セザル社團法人ハ市町村ガ國民健

康保險ヲ行ハザル場合ニ於テヲ

組合ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保険組合ニ非ザルモノハ

其ノ名稱中ニ國民健康保険組合ナル

文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三條 第二條ノ三 本法ニ於テ保険者ト稱スルハ前二條ノ規定ニ依ル國民健

康保險ヲ行フ市町村、組合及國民

健康保險ヲ行フ社團法人ヲ謂フ

第三條第一項中「一年」を「二年」

に、同條第三項中「組合ガ規約ノ定

ムル所ニ依リテ爲ス」を「命令ノ定

ムル所ニ依リ保険者ノ爲ス」に改め

る。

第四條 第七條中「組合若ハ組合ノ事業ヲ

行フ法人」を「保険者」に改める。

第七條ノ二 保険料其ノ他本法ノ規

定ニ依ル徵收金ヲ滞納スル者アル

時キハ國民健康保險ヲ行フ市町村

第八條第二項中「町村制百十一

條第一項及第四項」を「地方自治法

第二百二十五條第一項、第三項及第十項ノ

規定ニ依リ之ヲ處分ス

四項」に改める。

第八條の次に次の二章を加える。

**第二章 事業**

第八條ノ一 保険者ハ被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲ス。但シ特別ノ事由アル保険者ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得。保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依り前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得。

特別ノ事由アル保険者ハ條例、規約又ハ社團法人ニ在リテハ國民健康保険ニ關スル規定(以下規程ト稱ス)ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得。

第八條ノ三 療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス保険者其給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得。

第八條ノ四 保険者ハ醫師、歯科醫師、薬剣師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者タルヲ擇當スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ擇當スル者タルコトヲ得。

第八條ノ五 保険者ハ療養ノ給付ヲ擇當スル者ト協議ノ上社會保險診療報酬算定協議會ニ於テ審議シタル國民健康保険ノ診療報酬額ノ標準ヲ基準トシテ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ヲ定メ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ。

第八條ノ六 前二條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ擇當スル者又ハ之ニ支拂ベキ診療報酬ノ額ガ定マラザルキハ保険者ハ國民健康保険審査會ニ對シ其ノ決定ニ付斡旋ヲ請求スベシ。

第八條ノ七 國民健康保險ノ診療報酬ノ標準額ヲ審議スル爲社會保險者、被保險者ヲ代表スル者、被保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ歯科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ厚生大臣各同數ヲ委嘱ス。

第八條ノ八 保険者ハ保險者ヲ代表スル者ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ムベシ。

第八條ノ九 保険者ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者世帯主タル被保險者ニ非サル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ世帯主タル被保險者)ヨリ徵收スルコトヲ得。

第八條ノ十 保険者ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ關スル事項ハ國民健康保險運営ノ關スル事項ヲ審議スル爲國民健康保險ヲ行フ市町村ニ國民健康保險運営協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ置ク。

第八條ノ十一 保険給付ノ種類趣旨、協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依リ數ヲ委嘱ス。

第八條ノ十二 市町村ハ國民健康保險ヲ行ハントキハ國民健康保險ニ關スル條例ヲ制定スベシ。前項ノ規定ニ依ル條例ノ制定變更又ハ廢止ニ付テハ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ。

第八條ノ十三 國民健康保險ニ關する條例ニハ左ノ事項ニ付本法ニ於テ定ムルモノノ外必要ナル事項ヲ規定スベシ。

一 被保險者ノ資格ニ關スル事項

二 保険給付ニ關スル事項

三 重要ナル財產及營造物ニ關する事項

第八條ノ十四 國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保險者ハ其ノ區域内ノ被保險者ハ被保險者主及ノ世帶ニ屬スル者トス。但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ

第八條ノ十五 國民健康保險組合員、組合員トス。

第八條ノ十六 國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ノ豫算、準備金ノ成分、條例ヲ以テ定ムル重要ナル財產ノ取扱及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テハ議會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ都道府縣知事ニ報告スベシ。

第八條ノ十七 國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル収入支出ニ付特別會計ヲ設ケバシ。

第八條ノ十八 國民健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲國民健康保險ヲ行フ市町村ニ國民健康保險運営協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ置ク。

第八條ノ十九 協議會ノ規定ニ依ル本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ特別國民健康保險組合ニ在リテハ當該組合ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ提出スルト共ニ之ヲ公表スベシ。市町村長前項ノ規定ニ依ル報告スベシ。當該年度内ニ於テ國民健康保險事業ニ關シ審議シタル事項及其ノ他必要ナル事項並ニ之ニ關スル意見ヲ取締メ市町村長ニ報告スベシ。

第八條ノ二十 本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム。

第八條ノ二十一 協議會ハ毎年一回開キ其ノ他ノ事項ヲ審議シ必要ナル事項ヲ市町村長ニ報告スベシ。

第八條ノ二十二 本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム。

第八條ノ二十三 第二章 國民健康保險組合」を「第四章 國民健康保險組合」に改める。

第十條第一項中「世帶主」を「世帶主及其ノ世帶ニ屬スル成年者」に同様第三項中「市町村」を「一又ハ二以上ノ市町村」に改める。

第十一條 組合ヲ設立セントスルキハ十五人以上ノ起業人ニ於テ規約ヲ作リ組合員タル資格ヲ有スル

第八條ノ二十 本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關スル事項ニ付テ市町村ノ被保險者ハ其ノ区域内ノ被保險者ハ被保險者主及ノ世帶ニ屬スル者トス。但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ

者ノ二分ノ「以上ノ同意ヲ得タル」

二 組合員二千以上五千未滿ノ組

中「此ノ場合ニ於テハ其ノ選任三付  
地方長官ノ認可ヲ受クベシ」を削  
り、同條第三項中「吏員」の次に及  
「醫師又ハ歯科醫師」を加える。

第五章 國民健康保險ヲ行  
社團法人

三 特別ノ事由アル者ニシテ規程  
ニ以テ定ムルモノ

上關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經テ  
都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リ  
テハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經  
ルコトヲ要セズ

四 組合員一萬以上三萬未滿ノ組  
合

第二十九條第二項但書を削る。  
第三十條中「地方長官ノ指揮」を削  
り、「關係市町村長ヲ經由シテ都道府  
縣知事ノ指揮」に改め、次の但書を加  
える。

第三十七條ノ五 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

組合員五千以上一萬未滿ノ組  
合

五 組合員二萬以上五萬未滿ノ組  
合

第二十九條第一項第一号及び第二号  
を次のように改める。

第三十七條ノ六 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル左ニ掲タル事項ハ社員總會又ハ  
規程ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベ  
シ

第十條ノ二及び第十一條ノ三を  
削る。

六 組合員五萬以上十五萬未滿ノ  
組合

第三十七條ノ七 國民健康保險ヲ行  
社團法人第三十七條第二項ノ規定  
ニ付

第十三條 普通國民健康保險組合ノ  
設立アリタルトキハ其ノ組合ノ組  
合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組  
合員ト爲ルモノトス

七 組合員十五萬以上二十萬未滿  
ノ組合

第三十七條ノ八 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第十一條ノ二及び第十一條ノ三を  
削る。

八 組合員二十萬以上三十萬未滿  
ノ組合

第三十七條ノ九 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル資格ナキ世帯主ニシテハ之ヲ世帯  
主タル被保險者アルトキハ

第十四條第一項第一号及び第二号  
を次のように改める。

九 組合員三十萬以上ノ組合

第三十七條ノ十 國民健康保險ヲ行  
社團法人ニシテ左ノ各號ニ該當  
スルモノニ限リ前項ノ許可ヲ爲ス  
コトヲ得

第十條第一項ノ規定ニ依ル被  
保險者ヲ除ク

十 組合員五十八人

第三十七條ノ十一 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第十九條ノ二乃至第十九條ノ五を  
削る。

十一 組合員三十萬以上ノ組合

第三十七條ノ十二 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十條第一項ノ規定ニ依ル被  
保險者ヲ除ク

十二 組合員五十四人

第三十七條ノ十三 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十一條第一項ノ規定ニ依ル被  
保險者ヲ除ク

十三 組合員五十人

第三十七條ノ十四 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十二條第一項ノ規定ニ依  
ル被保險者ヲ除ク

十四 組合員四十六人

第三十七條ノ十五 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十三條第一項ノ規定ニ依  
ル被保險者ヲ除ク

十五 組合員三十六人

第三十七條ノ十六 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十四條第一項ノ規定ニ依  
ル被保險者ヲ除ク

十六 組合員三十二人

第三十七條ノ十七 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十五條第一項及び第四項を次  
のように改める。

十七 組合員三十萬以上ノ組合

第三十七條ノ十八 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十六條第一項中「法議ハ」の大  
字に「關係市町村長ヲ經由スルコト  
リ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

十八 組合員二千未滿ノ組合

第三十七條ノ十九 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十七條第一項中「理數人」を  
遷ス

十九 組合員一千未滿ノ組合

第三十七條ノ二十 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

第二十八條第一項中「理數人」を  
改め、同條第二項

二十 組合員一千未滿ノ組合

第三十七條ノ二十一 國民健康保險ヲ行  
社團法人ハ國民健康保險ニ關ス  
ル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベ  
シ

## 「第三章 國民健康保険組合聯合會」を「第六章 國民健康保険團體連合會」に改める。

第三十八條中「組合及組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保険者」に改め、同條に次の二項を加える。

連合會ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フベシモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ。

第四十條ノ二中「組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保険者」に改める。

第四十一條 連合會ニ總會ヲ置ク。總會ハ議員及議長ヲ以テ之ヲ組織ス。

第四十二條 連合會ニ總會ヲ置ク。總會ハ議員タル保険者ヲ代表スル者各一名ヲ以テ之ニ充ツ。議長ハ議員ニ於テ之ヲ互選ス。

第四十二條ノ二 連合會ニ理事三人任スルコトヲ妨げズ。理事ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス。但シ特別ノ事由アルトキハ議員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任ス。

第四十二條ノ三 理事ノ任期ハ二年トス。

第四十二條 第八條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ適用ス。但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依ル關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十

## 「第五條第三項ノ規定ニ依ル關係市町村長ノ經由ハ之ヲ要セズ監督及補助」に改める。

第四十三條第一項中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保険者」に、「規約ノ變更」を「條例規約又ハ規程ノ變更」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ニ對シ報告ヲ爲シシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ。

第四十四條第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改める。

第四十五條中「地方長官ハ組合若ハ」を「都道府縣知事ハ國民健康保險ヲ行フ市町村ノ議會ノ議決又ハ組合」に、「法令、規約」を「法令、條例、規約、規程」に改め、「困難ナリト認ムルトキハ」の次に「議決又ハ」を加え、「第五十四條ノ許可」を「第三十七條ノ二第一項ノ許可」に改める。

第四十六條 國民健康保險ヲ行フ社團法人第三十七條ノ二第二項ノ各號ニ定ムル要件ノ一ヲ缺クニ至リタルトキハ都道府縣知事ハ同條第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得。

第四十七條 國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第四十八條 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第四十九條 國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ

第五十條 保險者又ハ連合會ト療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保險給付ニ關スル契約ニ關シ紛争ヲ生ジタルトキハ國民健康保險審査會ハ當事者ノ請求ヲ受ケタルトキハ療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲ス

第五十一條 國民健康保險審査會ハ第八條ノ六ノ規定ニ依リ斡旋ノ請求ヲ受ケタルトキハ療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲ス

第五十二條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課右ハ徵收ノ處分又ハ第七條ノ二若ハ第八條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得。

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク。

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

第五十二條ノ七 審査又ハ斡旋ハ出席シタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ八 保險給付ニ關スルシタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ適用ス。但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依ル關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十

## 「第八章 審査、斡旋及訴訟」に改める。

第四十八條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得。

第四十九條 第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改め、「規約ノ變更」を「條例規約又ハ規程ノ變更」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ニ對シ報告ヲ爲シシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ。

第五十條 保險者又ハ連合會ト療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保險給付ニ關スル契約ニ關シ紛争ヲ生ジタルトキハ國民健康保險審査會ハ當事者ノ請求ヲ受ケタルトキハ療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲ス

第五十一條 國民健康保險審査會ハ第八條ノ六ノ規定ニ依リ斡旋ノ請求ヲ受ケタルトキハ療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲ス

第五十二條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課右ハ徵收ノ處分又ハ第七條ノ二若ハ第八條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得。

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員及臨時委員各一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

第五十二條ノ七 審査又ハ斡旋ハ出席シタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ八 保險給付ニ關スルシタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ適用ス。但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依ル關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十

## 「第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年繰ス」

第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス。

第五十二條ノ五 國民健康保險審査會ノ殘任期間トスノ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ六 國民健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セラレタル委員ノ任期ハ四年トス。

第五十二條ノ七 國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ八 國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ九 國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十一 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十二 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十三 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十四 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十五 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十六 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十七 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十八 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條ノ十九 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條の二 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

第五十二條の三 國民健康保險審査會ニ當事者ノ旨ヲ請求スル者ハ國民健康保險審査會ニ對スル審査又ハ審査會ハ速ニ之ヲ終了シタルトキ退任ス。

## 「第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得」

第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

## 「第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得」

第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

## 「第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得」

第五十二條ノ十一 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條ノ十九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の二 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の三 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の四 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の五 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の六 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の七 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の八 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

第五十二條の九 保險給付ニ關スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。



昨年十月開催された全國社会事業大会の決議に基く請願書記載の「社会事業共同募金法案要綱」を速かに立法化され、新日本建設に必要欠くことのできない社会事業の拡充発展を図られたとの請願。

第九百五十六号 昭和二十三年六月  
五日受理  
社会事業法の改正に關する請願  
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二二六ノ二財團法人日本社会事業協会会長 中川望 紹介議員 姫井伊介君

六月十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
二、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
三、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
四、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
五、現に数人の子を有し、且つ、母性の生命健康を保護することを目的とする。（定義）  
六、この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生植を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

### 第一章 総則

#### （この法律の目的）

第一條 この法律は、優生上の見地から不良な孫子の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

第二條 この法律で優生手術とは、

第三條 この法律で人工妊娠中絶とは、

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第五條 中央優生保護委員会は、前項の同意は、配偶者が知れないととき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけ足りる。

第六條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同様同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

第七條 中央優生保護委員会は、前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

第八條 第四條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

第九條 第二章 母性保護の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行ふべき医師に通知するとともに、

第十條 都道府県の区域を単位と

第十一條 前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

第十二條 都道府県の区域を単位と

第十三條 指定医師は、左の各号の

第十四條 指定医師は、左の各号の

第十五條 指定医師は、左の各号の

第十六條 指定医師は、左の各号の

第十七條 指定医師は、左の各号の

第十八條 指定医師は、左の各号の

第十九條 指定医師は、左の各号の

第二十條 指定医師は、左の各号の

第二十一條 指定医師は、左の各号の

第二十二條 指定医師は、左の各号の

第二十三條 指定医師は、左の各号の

第二十四條 指定医師は、左の各号の

第二十五條 指定医師は、左の各号の

第二十六條 指定医師は、左の各号の

第二十七條 指定医師は、左の各号の

第二十八條 指定医師は、左の各号の

第二十九條 指定医師は、左の各号の

第三十條 指定医師は、左の各号の

第三十一條 指定医師は、左の各号の

第三十二條 指定医師は、左の各号の

第三十三條 指定医師は、左の各号の

第三十四條 指定医師は、左の各号の

第三十五條 指定医師は、左の各号の

第三十六條 指定医師は、左の各号の

第三十七條 指定医師は、左の各号の

第三十八條 指定医師は、左の各号の

第三十九條 指定医師は、左の各号の

第四十條 指定医師は、左の各号の

第四十一條 指定医師は、左の各号の

第四十二條 指定医師は、左の各号の

第四十三條 指定医師は、左の各号の

第四十四條 指定医師は、左の各号の

第四十五條 指定医師は、左の各号の

第四十六條 指定医師は、左の各号の

第四十七條 指定医師は、左の各号の

第四十八條 指定医師は、左の各号の

第四十九條 指定医師は、左の各号の

第五十條 指定医師は、左の各号の

第五十一條 指定医師は、左の各号の

第五十二條 指定医師は、左の各号の

第五十三條 指定医師は、左の各号の

第五十四條 指定医師は、左の各号の

第五十五條 指定医師は、左の各号の

第五十六條 指定医師は、左の各号の

性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

の虞れのあるもの

の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行なるべき医師を指定し、申請者、

二、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
三、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
四、優生保護法案（谷口朝三郎君外三名發議）  
五、現に数人の子を有し、且つ、母性の生命健康を保護することを目的とする。（定義）  
六、この法律で人工妊娠中絶とは、

七、前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同様同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

八、前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

九、前項の同意は、配偶者が知れないととき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけ足りる。

十、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十一、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十二、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十三、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十四、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十五、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十六、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十七、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十八、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十九、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十一、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十二、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十三、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十四、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十五、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十六、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十七、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十八、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十九、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十一、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十二、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十三、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十四、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十五、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十六、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十七、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十八、前條の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二、前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

三、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

四、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

五、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

六、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

七、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

八、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

九、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十一、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十二、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十三、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十四、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十五、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十六、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十七、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十八、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

十九、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十一、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十二、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十三、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十四、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十五、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十六、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十七、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十八、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

二十九、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十一、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十二、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十三、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十四、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

三十五、前項の規定によつて行うべき医師に通知するとともに、

の血族關係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱遺傳

2 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨

事実又は意見を述べることができる。

保育委員会に付し、人工妊娠中絶を行ふことを申請することができる。

- 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つてゐるもの
- 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
- 現に敵人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
- 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの

- 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては衛生委員の意見書を添えることとする。
- 第一項の同意は、配偶者が知れないときはその意思を表示することができるときには本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。
- (人工妊娠中絶の審査)

- 地区衛生保護委員会は、前條の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についての同意が他から強制されたものでないかどうかを審査する。(人工妊娠中絶の実施)
- 第五條 指定医師は、前條の決定

- に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。
- (優生保護委員会)
  - 第六條 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。
  - (種類と権限)
    - 第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
    - 第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他の優生保護委員会の運営に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
    - (委任事項)
      - 第十九條 この法律で定めるものの外、各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

- 第五章 優生結婚相談所
  - (優生結婚相談所)
    - 第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずることとに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。
    - 第二十一條 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。
    - 第二十二條 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。
  - (設置の認可)
    - 第二十三條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

- 第六章 届出、禁止その他
  - (届出)
    - 第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五条の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。
  - (禁止)
    - 第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に對して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

- 第七章 計画
  - (秘密の保持)
    - 第二十七條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に從事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、洩らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。
  - (禁止)
    - 第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

- 第八章 罰則
  - (第二十九條 第二十二條違反)
    - 第三十二条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の祕密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。
    - 第三十三条 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に處する。
  - (施行期日)
    - 第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。
  - (関係法律の廃止)
    - 第三十五条 國民優生法(昭和十五年法律第百七号)は、これを廢止する。

- 第十八条 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府県優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。
- 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 委員及び臨時委員は、医師、民衆委員、裁判官、検察官、関係行政官の官吏又は更員その他の職業経験者に付す。

- 第二十一条 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。
- 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師を定める場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。
- (第二十二條違反)
  - 第三十六条 この法律施行前になしに、違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法

- に従い、人工妊娠中絶を行ふことができる。
- (優生保護委員会)
  - 第十九條 この法律で定めるものの外、各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。
  - (委任事項)
    - 第二十九條 この法律で定めるものの外、各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

律施行後も、なおその効力を有する。

## (届出の特例)

第三十七條 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範

囲内で、これを適用しない。

## 別表

## 一 遺傳性精神病

精神分裂病

躁鬱病

真性癡癆

二 遺傳性精神薄弱

白痴

痴鈍

三 遺傳且つ悪質な遺傳性精神変質症

児童性慾異常

四 遺傳且つ悪質な遺傳性病的性質

児童性犯罪者

五 遺傳且つ悪質な遺傳性身体疾患

公認病質

循環病質

癡癆病質

六 遺傳度且つ悪質な遺傳性身体疾患

遺傳性進行性舞蹈病

遺傳性脊髄性運動失調症

遺傳性小脳性運動失調症

筋萎縮性側索硬化症

脊髄性進行性筋萎縮症

神経性進行性筋萎縮症

進行性筋性筋萎縮障害症

筋緊張病

筋萎縮性癡癆

家族性小兒四肢麻痺

## 痙攣性脊髄症

## 先天性筋緊張消失症

## 先天性軟骨發育障碍

## 多発性軟骨性外骨腫

## 白魚鱗症

## 多発性軟性神經萎縮症

## 結節性硬化症

## 色素性乾皮症

## 先天性表皮水疱症

## 先天性ボルフィリン尿症

## 先天性手掌足蹠角化症

## 遺傳性視神經萎縮

## 網膜色素変性

## 黃斑部変性

## 網膜膠腫

## 先天性白内障

## 全色盲

## 牛眼

## 黒内障性白痴

## 先天性眼球震盪

## 青色羞膜

## 先天性聾

## 遺傳性難聽

## 血友病

## 先天性無眼球症

## 指趾部分の肥大症

## 顏色披裂

## 先天性脊椎披裂

## 先天性骨欠損症

## 先天性四肢欠損症

## 小頭症

の  
その他厚生大臣の指定をするも